

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会【福利厚生部会】

調査検討結果報告書

令和3年2月

1 所管事務における検討事項（課題の集約）

- (1) 職員向け福利厚生施設に関すること
 - ア 更衣室（ロッカー室）の設置について
 - イ 休養室の設置について
 - ウ 給湯室の設置について

- (2) 村民も利用できる福利厚生施設に関すること

- (3) 駐車場の在り方に関すること

- (4) その他全般に関すること
 - ア ごみ収集所の設置場所等について
 - イ 弁当、出前の配達を受け渡し場所の確保について

2 中間調査検討結果

- (1) 職員向け福利厚生施設に関すること

- ア 更衣室（ロッカー室）の設置について

更衣室（ロッカー室）については、現庁舎においても設置されているが、通常時に職務を円滑に行うためにも、災害時といった緊急時においても、必要性が高い設備である。このことから、新庁舎においても更衣室（ロッカー室）を設置することを提言する。

設置個所については、何か一定の物を出し入れするために毎日ロッカーを使う人は少ないこと、一度決められたロッカーは退職まで異動にかかわらず使えること、作業着に着替える際にも必ず1階を通ること、また、限られた空間を有効活用するため、新庁舎1階の職員用出入口近くに男女各1室ずつ設置する案を提言する。

広さについては、更衣室という性質上、ゆったりと使用できることが望ましいが、費用的・空間的な制約もあるので、例えばコート掛けや靴置き場をロッカー内とは別にし、1人当たりのロッカーの大きさを小さくすることで空間を確保するといったスペースの有効利用を図る工夫も必要となる。また、先進地視察においても採用している市町村があったが、ハンガー付きチェアの導入も

省スペースやロッカー室の混雑緩和に資すると提言する。

また、オープンフロアであることを踏まえ、ロッカーは、会計年度任用職員分も含めた数を設置するべきである。

さらには、必要な機能として、男女更衣室にはそれぞれ手洗い・歯磨き等ができる洗面台の設置、女子更衣室にはメイクアップコーナーの設置を提言する。なお、2階には更衣室（ロッカー室）を配置しない提言であることから、2階女子トイレにメイクアップコーナーを設置することも併せて提言する。

イ 休養室の設置について

労働安全衛生規則により、男性用と女性用に区別された職員が横になることができる休養室（休養所）を設置することが法的に義務付けられるため、新庁舎にも休養室を設置するべきであると提言する。設置場所については、2階に防災課や事業課が配置されると想定されることから、有事の際の仮眠室としても利用できるため、1階だけでなく2階にも配置することを提言する。

なお、費用的・空間的な制約もあるため、設置は男女共用の部屋とし、その1部分を間仕切りにより男女別の空間として確保できる形とすることを提言する。広さについては、例えば各フロアの打合せスペースを、昼食時、休憩時での利用を可とする（例：バックヤードに設ける）こと等の休養室の広さを抑える工夫も必要になると思われるが、この場合においても、現庁舎よりも新庁舎で執務を行う職員数が増えることから、現在の庁舎1階の休養室と同程度の広さは必要となると提言する。

また、設備については、簡易的であっても給湯設備の設置を提言する。

ウ 給湯室の設置について

フロアの広さや動線を考慮すると、フロアを中心となる各階の執務室内に1箇所、それ以外に職員休憩室にも簡易的な給湯設備を設置すべきであると提言する。なお、給湯室にはシンク、湯飲み等を格納する食器棚が必要となると思われ、それを見越した広さが必要と思われる。

(2) 村民も利用できる福利厚生施設に関すること

村民も利用できる福利厚生施設として、まずは、売店を庁舎内に設置することについて検討したが、庁舎周辺に商業施設が増えていること、業者誘致の現実性等の理由により、売店の設置までは不要との意見に至った。

一方で、福祉施設、パン屋等が昼食の販売に今も来ていることもあり、新庁

舎の村民も利用することができる場所（例：交流スペース等）において、来庁して販売したい業者が弁当、パン等の販売を行えるスペースを確保してはどうかと提言する。

さらに、現在は飲料以外にも多種多様な自動販売機があり、軽食等の自動販売機を同スペースに設置することも有用と思われることから提言する。

（３） 駐車場の在り方に関すること

新庁舎は役場機能の集約もうたっており、例えば健診等のイベント開催時においては、これまで以上に駐車スペースが必要となる。職員については、正職員と会計年度任用職員を合わせると、200台程の駐車場が必要になると見込まれる。

使い勝手が良く、より庁舎に近い駐車場は、来庁者用に優先されるべきであり、職員用駐車場は、より庁舎から離れた場所となるが、イベント開催時等における最大必要台数（スペース）を検証し、職員用を含めて、不足することがないように整備するべきであると提言する。そのためには、現庁舎跡地を駐車場として利用すること、現学校給食センター敷地や文化センター前の庭の部分も駐車場として（現給食センター敷地は庁舎から遠いため職員用として）整備すること等、利用できる敷地を最大限駐車場として利用することが必要であると思われる。

また、庁舎正面玄関に下屋を設け、来庁者が車を乗降する際に雨に濡れずに庁舎に行き来できる構造が来庁者のためにも必要と思われる。

（４） その他

ア ごみ収集所の設置場所等について

新庁舎は、敷地内の道路から離れた箇所に設置される可能性も高く、また、執務スペースがオープンフロアであるため、ゴミ出しの日まで集めたごみをストックしておくごみ収集場所を外部に設置する必要性が現在の庁舎よりも高まる。このため、ストックしておくスペースがそのままゴミ収集所となることが望ましく、収集業者にそこまで収集に来てもらう形が望ましいと思われるが、回収については担当課による協議をお願いしたい。

イ 弁当、出前の配達を受け渡し場所の確保について

弁当や出前の配達については、現庁舎においても正面玄関でなく職員用出入口を使用して業者に出入りしてもらっているが、新庁舎の職員用出入口についてはセキュリティ対策が取られることが想定されるため、職員用出入口付近（例：ア

ウトルーム等)のセキュリティドアの外に内線電話や返却用の置き場を兼ねたスペースを設けることで、業者との受け渡しを行う形を提言する。

3 検討経過と体制

- 令和2年 5月22日(金) 第1回 7名参加
- 令和2年 6月25日(木) 第2回 7名参加
- 令和2年 7月13日(月) 第3回 8名参加
- 令和2年 7月30日(木) 第4回 11名参加(女性WGも参加)
- 令和2年 8月20日(木) 第5回 6名参加
- 令和2年 9月 3日(木) 第6回 6名参加
- 令和2年10月28日(水) 第7回 6名参加
- 令和2年12月 1日(火) 第8回 6名参加
- 令和3年 1月27日(水) 第9回 4名参加(女性WGも参加)
- 令和3年 2月17日(水) 第10回 6名参加

○調査検討メンバー

| No. | 所属・職名 | 氏名 | 備考 |
|-----|--------------|-------|------|
| 1 | 参事兼総務課長 | 真船 貞 | 部会長 |
| 2 | 総務課専門主査兼人事係長 | 田島 貴志 | 副部会長 |
| 3 | 企画政策課企画政策係長 | 長谷川寿之 | |
| 4 | 財政課管財契約係長 | 和知 康弘 | |
| 5 | 防災課地域安全係長 | 高崎 聡之 | |
| 6 | 健康推進課保健係長 | 藤澤 寿子 | |
| 7 | 学校教育課主査 | 小松 敦美 | |
| 8 | 生涯学習課体育振興係長 | 白土 寛典 | |